

平成30年 地方分権改革に関する提案募集要項（概要）

提案主体

- ①都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織（例：〇〇県町村会）

提案募集の対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲

（例）農地転用許可の権限移譲

②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付け及び必置規制の見直し）

（例）公営住宅を集約化する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業に追加

※義務付け・枠付けの見直しとは、国が法律などに定めた「地方公共団体は××の事務を（△△により）行わなければならない」など、全国一律に定めた基準を廃止したり、条例に委任したりする見直しをいう。

※以下のような提案は上記に該当しないため対象外。

- ・国・地方の税財源配分や税制改正
- ・予算事業の新設提案
- ・国が直接執行する事業の運用改善……等

提案までの流れ

①事前相談（随時）

地域の課題や支障事例を把握し、内閣府にメール・電話により事前に相談。

※この時点では首長の了解は不要であり、年度内から早めの相談をお願いします。

②提案内容の充実（事前相談後～本提案前）

内閣府から、提案内容の説得力を高めるデータや記載方法について助言。やり取りを重ねながら、提案段階まで内容を改善・充実。

③提案の提出（～6/5）

首長の了解を得て、所定の提案様式で内閣府に提案を提出。

受付期間・問合せ先

事前相談：2/20（火）～5/15（火）

本提案：2/20（火）～6/5（火）

【提出・相談先（提案募集総括担当）】

電話：03-3581-2437

メール：teianbosyu@cao.go.jp

具体的な支障事例のイメージ

<設備、人員等に係る全国一律の基準の緩和等>

- ・施設や設備の基準が全国一律に決まっており、利用者の質や利用人数に応じた対応ができない。
- ・従業者が取得すべき資格が一律に決まっており、経験・知識のある地域の人材が活用できない。
- ・従業者の確保が困難な地域で、非常勤の従業者や近隣施設との併任により確保したいが、配置基準上、従業者が常勤と決まっているため柔軟な対応ができない。
- ・福祉関係の資格者について、更新手続の失念などの軽微な過失による場合でも、一律で一定期間業務に従事することができず、人材確保や住民との信頼関係に支障が出ている。
- ・施設の設置場所の要件が法令で限定されているが、安全性等に問題がないと判断できる場合は、地方の判断で柔軟に設置できるようにすることで、住民の利便性が向上する。
- ・類似の施設間で設備や人員を共用し、運営を効率化したいが、それぞれに配置が義務付けられているため改善ができない。 …等

<地方が行う手続の緩和・柔軟化等>

- ・事業の委託や業務の連携をできる事業者が限定されており、より効率的・効果的な実施が可能な団体がいるにも関わらず活用することができない。
- ・届出を受け付ける時期が法律で決まっており、急遽対応すべき案件に対応できない。
- ・申請の処理期間が一律に定められているが、時期・事情によって延長を認めてほしい。
- ・住民による申請の提出先について、勤務先や就学先の市町村での申請を認めることで、行政効率化・住民サービスの向上が図られるが、法令で居住地の市町村が申請先と定められているため、非効率な状況となっている。 …等

<地方の柔軟な対応のための条文や解釈の明文化・明確化>

- ・事業に当たり既存施設の活用を検討しているが、事業の実施場所について「〇〇等」と曖昧に規定され実現に踏み切れずにいるため、当該規定の廃止や例示であることの明文化をすべき。
- ・国の許可を受けた計画等の変更にあたり、再度許可を受けるべき事項と軽微な手続が可能な事項の区分が明確でないため、状況の変化に合わせた制度の運用ができない。 …等

具体的な支障事例のイメージ

<地方の裁量の拡大等>

- ・事業者が実施体制等を変更する場合、現状は市町村への届出であるため、市町村の政策上支障があっても関与することができない。
 - ・事業者への監督を行うに当たり、報告徴収や指導に係る権限が不十分であり、独自に条例を定めることが可能かも不明確であるため、適切な監督を行うことができない。
 - ・行政サービスに係る費用等について、強制徴収や他の手当との調整等が認められていないため、徴収に多大な労力がかかっている。
- …等

<事務・権限の移譲>

- ・国が行っている施設の許可について、国が一括して行っているために時間を要しているが、地方でも判断可能であり、地方が行うことでより迅速かつ地域の事情に則した対応が可能となる。
 - ・事業者の監督・指導を国が、許可の受付を都道府県がそれぞれ行っており、実態を知る都道府県が一体的に指導を行った方が効率的だが、制度上行うことができない。
 - ・類似の事業の許可権限が都道府県と市区町村で分かれており、市町村の政策を踏まえた事業者の一体的な管理ができず、事業者から見ても申請先がわかりづらい。
- …等

<国の手続の簡素化>

- ・許可を受けた計画等について、軽微な内容の変更でも再度国の許可が必要であり、迅速な対応ができない。
 - ・事業の実施に係る国の許可を得るために時間がかかり、先の見通しが立たないことから、連携する民間事業者を確保できない。
 - ・法令に基づき国との協議を行っているが、国から反対意見等が出されたことがなく、形骸化した手続が負担となっている。
 - ・業務内容等の頻繁な変更・追加手続について、安全性等には影響がなく必要性に乏しいことから、許可を要しないこととする、提出書類を省略する等の手続の簡素化をすべき。
 - ・定期的に更新が必要な認定等について、期間内の状況変化に乏しく過大な負担となっていることから、期間を延長して事務の簡素化を図るべき。
- …等